

# 栗原市産後サポート事業

産後のお母さんは、育児不安を抱えたり、出産や育児の疲れから体調が良くないなど、心も身体も不安定になることがあります。栗原市では、お母さんが少しでも安心して子育てができるように、産後サポート事業（産婦健康診査・産後ケア事業）を実施しています。



## 産婦健康診査

産後2週間健診、産後1か月健診の助成を行います。

【対象者】栗原市内に住所を有する、産後2週間と産後1か月など出産後間もない時期の産婦

【内 容】健康状態や育児環境の確認、体重・血圧測定、尿検査、問診などを行います。

【受診券を利用できる病院】宮城県内の指定医療機関、一関市内産婦人科

※里帰りなどで県外の医療機関で受ける方は、償還払いとなります。



## 産後ケア事業

産後に母親と乳児で産科医療機関や助産院に宿泊・通所または助産師が訪問し、休息を取りながら産後のケアや育児相談が受けられます。

【利用できる方】

栗原市内に住所を有し、産後12か月未満の母とその子。（医療行為を必要とする方は除く）

【サービスの内容・利用者負担額】

| 主なケア内容  | 利用区分      | 利用者負担額(※1)  | 利用時間       | 利用回数<br>(最大) |
|---|-----------|-------------|------------|--------------|
| ●お母さんのケア<br>健康管理、乳房ケア、<br>心理的ケア<br>●赤ちゃんのケア<br>発育・発達などの<br>チェック、<br>育児相談等 | 宿泊型       | 1泊2日 8,000円 | 1泊2日から利用可能 | 7日           |
|   | 通所型       | 1回 4,000円   | 6時間        | 7日(※2)       |
|   |           | 1回 2,000円   | 3時間        |              |
|   | 1回 1,400円 | 2時間         | 7回         |              |
| 訪問型   | 1回 1,000円 | 2時間         |            |              |

※1 非課税世帯、生活保護世帯の方は利用者負担はありません。

※2 通所型は6時間、2時間、3時間を合わせて最大7回までとなります。

【栗原市産後ケア事業を利用できる近隣の主な施設】

令和8年4月現在

| 施設名          | 住所                | 電話番号         | 宿泊 | 通所  |     |     | 訪問 |
|--------------|-------------------|--------------|----|-----|-----|-----|----|
|              |                   |              |    | 6時間 | 3時間 | 2時間 |    |
| ささき産婦人科クリニック | 栗原市築館伊豆4丁目6-60    | 0228-22-2412 | ×  | ○   | ○   | ○   | ×  |
| 大崎市民病院       | 大崎市古川穂波3丁目8-1     | 0229-23-3311 | ○  | ○   | ○   | ○   | ×  |
| 関井レディースクリニック | 大崎市古川駅前2丁目10-31   | 0229-21-3666 | ○  | ○   | ×   | ×   | ×  |
| わんや産婦人科      | 大崎市古川駅南3丁目11-2    | 0229-21-0303 | ○  | ○   | ×   | ×   | ×  |
| ははこっこ助産院     | 大崎市古川大幡字原田14-1    | 0229-23-2200 | ×  | ○   | ○   | ○   | ○  |
| ひととて助産院      | 登米市東和町米谷字南沢大156-1 | 0220-23-8820 | ×  | ×   | ×   | ○   | ○  |

\* その他の利用可能施設については栗原市ウェブサイトでご確認ください。

## 栗原市

|             |              |                |              |
|-------------|--------------|----------------|--------------|
| 築館・志波姫保健推進室 | 0228-22-1171 | 若柳・金成保健推進室     | 0228-32-2126 |
| 栗駒・鶯沢保健推進室  | 0228-45-2137 | 高清水・瀬峰保健推進室    | 0228-58-2119 |
| 一迫・花山保健推進室  | 0228-52-2130 | 市民生活部こども家庭センター | 0228-22-2360 |

栗原市ウェブサイト





## 産後ケア事業利用までの流れ

### ① 利用申請

お住まいの地区の保健推進室で申請書を記入・提出

- ・原則、利用希望日の1週間前までに申請が必要です。
- ・妊娠中からの申請が可能です。

### ② 利用決定

- ・「利用決定通知書」「利用券（各区分7枚ずつ）」を送付します。
- ・申請から利用券の送付まで数日程度かかります。

※利用券は、申請時点での課税区分で発行しますので、利用日において、課税区分に変更があった場合は、お申し出ください。

### ③ 予約

- ・市ウェブサイトの「産後ケア事業所リスト」を参照し希望する事業所に直接利用の予約をしてください。
- ・予約時に注意事項や持ち物などを確認してください。
- ・予約後、お住まいの地区の保健推進室に「予約日」、「利用区分」、「施設名」をお知らせください。

### ④ 利用当日

- ・「利用券」、「母子健康手帳」、その他利用する事業所で必要とされたものを忘れずにお持ちください。
- ・利用券は1日利用につき1枚を事業所に提出してください。1泊2日の場合は2枚となります。
- ・利用料金は直接事業所にお支払いください。



## 産後ケア事業の注意事項

- ・事業所により、利用できる月齢等条件が異なります。予約時にご確認ください。
- ・予約後、やむを得ずキャンセルする場合には、予約日の前日の午前10時までに予約した施設に直接連絡してください。
- ・栗原市から転出した場合は、栗原市の利用券は使えません。